

事務連絡
令和2年3月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
障害福祉サービス等事業所職員の子どもの預かりについて

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう政府から要請を行ったところです。

これに伴い、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されます。

このため、今回の臨時休業に際して、介護施設・事業所に勤務する職員の子どもの受け入れについては、別添の通り、介護施設・事業所内保育施設の活用について事務連絡が発出されていますが、今般の事情に鑑み、当該事務連絡による取組を行うに際し、

- ・ 同一法人内の他の種別の施設・事業所に勤務する職員の子どもを受け入れること
- ・ 地域の中核となる介護施設・事業所で地域の介護職員の子どもを受け入れている法人が地域の他の種別の施設・事業所に勤務する職員の子どもを受け入れること

など、柔軟に既存資源を活用いただくことも可能となっているため、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知をお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省老健局と協議済みであることを申し添えます。

別 添

事 務 連 絡
令和2年3月10日

各都道府県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
老 健 局 振 興 課

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
介護施設・事業所内保育施設の活用について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう政府から要請を行ったところです。

これに伴い、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されます。

このため、今回の臨時休業に際して、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、地域医療介護総合確保基金の「介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業」を活用し、学童保育（小学校低学年）についての受入も可能でありますので、各都道府県担当課におかれては、改めて御理解のうえ、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知をお願いいたします。

介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的な支援

- 介護人材の離職理由において、「出産・育児と両立できない」との理由が上位となっており、介護職員が子育てをしながら働き続けることのできる環境整備が重要。
- このため、介護施設・事業所内保育施設の設置を加速化するため整備・開設・運営の一体的支援を講じる。

地域医療介護総合確保基金の構造

(介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的支援)

地域医療介護総合確保基金	施設整備分	<ul style="list-style-type: none">○ 整備に要する経費 配分基礎単価 11,700(11,900)千円／施設
		<ul style="list-style-type: none">○ 開設に要する経費 ※ 遊具、寝具等の初度経費 配分基礎単価 4,120(4,200)千円／施設
	人材確保分	<ul style="list-style-type: none">○ 運営に要する経費 (都道府県が必要と認める額)

基金を活用した事業の考え方

- 介護事業所内保育所の支援については本日現在、主として次の4つの手法があり、本事業は④に該当
 - ① 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業(市町村認可事業)に対する給付
 - ② 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(雇用保険を財源)による都道府県労働局による助成
 - ③ 企業主導型保育事業に対する助成金
 - ④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県による補助
- 基金を活用した事業のメリット等については、
 - ①とは異なり、市町村の認可や地域枠の定員設定が必要なく、
 - ②、③とは異なり、職員の配置や設備の基準等の細かい要件がなく、都道府県の判断で柔軟な事業の実施が可能であるほか、
 - ・ 地域の中核となる介護施設・事業所に一定規模以上の保育施設を整備し、地域(近隣)の介護職員専用の受入れを行う事業
 - ・ 小規模な地域密着型介護サービス事業所等の1スペースを活用し、高齢者とのふれあうことのできる空間で介護職員の子どもを受け入れるなど、地域の実情に応じた柔軟な事業展開が可能となること等が挙げられる。